

議案第 14 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 15 日提出
木古内町長 鈴木 慎也

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第1号中「12月に支給する場合には100分の95」を「12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「12月に支給する場合には100分の45」を「12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の100」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。